

## よくある質問



1 Q. こどもの生活費は誰が負担するのですか。

こどもの養育費として里親手当、一般生活費、医療費、教育費などが公費より支給されます。

2 Q. 短期間（数日間）であればこどもを養育してみたいのですが。

岡山市では、児童養護施設等に入所中のこどもを夏休みなどに数日間、家庭生活を体験させていただく一時里親制度も実施しています。まずは、一時里親としての登録をご検討ください。

3 Q. こどもを養子にすることはできますか。

里親制度は、児童の福祉を目的とした児童福祉法に基づく制度であり、養子縁組を目的としたものではありませんが、委託の結果、家庭裁判所の許可または審判により養子縁組が成立をする場合もあります。里親制度の、「養子縁組希望里親」においても、将来的な養子縁組を予定したのですが、養子縁組には、家庭裁判所の許可または審判が必要となります。

4 Q. 里親登録して、どのくらい待てばこどもを委託されますか。

里親委託は、登録順に委託するものではなく、里親家庭の環境・こどもの発達状況・里親とこどもの相性などを総合的に判断して決めていきますので、一概には言えません。

## 里親さんの声

夫と小学生のこども2人と4人で生活しています。こどものおかげで家はずっとにぎやかになり、ママ友もできました。里親として構えるのではなく、こどもと普通に生活していきなかで、絆をつくっていきたいと思い、毎日を過ごしています。

里親となって25年。多くのこどもと生活してきました。仕事から帰って、一緒にごはんを食べて、おふろに入って寝るという普通の生活で特別なことは何もありません。こどもたちの成長を見続けていけることが喜びです。

お問い合わせ先

岡山市こども総合相談所

〒700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1 保健福祉会館5階

電話 086-803-2525

受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分



あなたを待っているこどもがいます  
**里親になりませんか**

～こどもたちのしあわせのために～



岡山市